

元朝議第 10 号
令和元年 8 月 13 日

朝日村長 小林弘幸 様

朝日村議会議長 塩原智恵美

行政監査結果報告に基づく村長への提言

令和元年 8 月 7 日、すでに議決された条例（平成 21 年 6 月改正条例議決）の未公布にかかると一連の問題について行政監査結果報告がありました。これを受けて議会は今後の対応を検討した結果「条例未公布事件調査委員会」を設置して小林村長へ行政監査結果報告に基づいた提言書を提出する事を全議員で確認しました。

監査報告では多くの厳しい指摘事項があり、その中特に議会が重く受け止めたのは「行政としてのガバナンス欠如」と「思考停止した組織」であります。地方自治法第 2 条第 14 項、第 15 項及び第 16 項には地方公共団体は村民サービスの為最小の経費で最大の効果を上げる義務があり法令に違反して事務処理してはならないとあり、さらに同条第 17 項は規定違反行為は無効とされています。今回の条例未公布事件はまさにこれに該当し、こうした状況をみたとき村は極めて由々しき事態に陥っていると受け止め、いかなる理由があるにせよ一連の責任をとる義務を負う事と事態の分析に基づいた対応策を明らかにした上でこれら全てを職員全体の共通認識にすると共に、村民の皆様にもこそ理解いただける十分な説明と対応が不可欠であると考えます。よって朝日村議会は小林村長に下記の通り具体的に提言します。

記

- 1 条例改正未公布に関わった全職員が「覚えがない」という事実、また関係条例について改正など何回も見直す機会があったにもかかわらず、条例全体を実態と比較するという基本的な行為がされなかったという事実、これらはいずれも法令違反で公務員としての基本的資質が問われる重要な問題である。村長はこうした非常事態を招いた原因を明らかにして再発防止のための組織的対応等を具体化されたい。

- 2 今回の条例改正未公布については「課設置条例」に基づく分掌事務の自覚がなくそれぞれの責任が果たせなかったとみえる。行政組織として機能不全に陥っていると思わざるを得ない。至急対応策を講じられたい。

- 3 三俣森林公園作業棟の使用料金については小林村長は対応する考えのため、いつどのように対応するか具体策を示されたい。

- 4 今回の問題にかかわった一般職員については事実確認が解明されたところであるが、これら職員の任命権者は中村前村長である。中村前村長は特別職でありその責任は極めて重いとみざるを得ない。前村長からは議会への口頭謝罪（平成31年4月25日）があったが前村長他関係職員の非違行為をどう取り扱うか、これは前代未聞であり経験のない組織的な事例であることから客観的な判断が求められる。よって第三者数名と行政で構成する「朝日村職員懲戒審査委員会(仮称)」を至急設置し対応することを望む。

- 5 非違行為について「朝日村職員懲戒処分の指針」があるが人事院が示している指針と差異が認められる。今回のような公文書の取り扱いについて昨今問われている中であって村の指針を精査して完成度を高めるよう対応されたい。

- 6 今回の問題について全職員に情報（行政監査結果報告・議会の提言など）を公開し村が講じる再発防止策についても全職員が共有しないと非違行為は再び起こりうると思われため確実に実行されたい。
今後村は様々な困難な課題が山積すると予想される。そのため一刻も早くこの問題に終止符を打ち、本来あるべき正常な姿に戻し村民に信頼される職員として村民サービス提供のために働いていただくことを望む。

- 7 1～6について小林村長には速やかに対応され結果を議会に詳細に報告されるよう要望する。